



県章

# 山形県公報

平成25年8月2日(金)

第2466号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 訓令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…861

### 告示

○県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課)…862

○同……………(同)…同

○道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課)…同

○一般国道の供用の開始……………(同)…863

○県道の供用の開始……………(同)…同

○同……………(同)…同

○道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課)…同

○県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課)…864

○道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課)…同

○公共測量の実施の通知……………(用地課)…同

○同……………(同)…865

○開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課)…同

### 公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課)…同

○平成25年度採石業務管理者試験の実施……………(産業政策課)…866

○警備員指導教育責任者講習の実施……………(公安委員会)…同

○警備業法第23条第1項の規定による検定の実施……………(同)…868

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員)…869

○一般競争入札の公告……………(河北病院)…870

### 正誤

## 訓令

### 山形県訓令第11号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第3 総務企画部の項地域振興課の項辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「同条第9項」を「同条第8項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営上堰・八カ村堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営上堰・八カ村堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
平成25年8月6日から同年9月3日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営上堰下流地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営上堰下流地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
平成25年8月6日から同年9月3日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 287号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町谷地字真木102番1から 同 字下野311番まで	旧	47.8メートル } 18.1	140メートル
同 上	新	47.8メートル } 18.1	同 上

**山形県告示第724号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字真木102番1から  
同 字下野311番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月2日

**山形県告示第725号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字東547番から  
同 564番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月2日

**山形県告示第726号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 樽石河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字東547番から  
同 字谷地52番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月2日

**山形県告示第727号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字松沢字中道406番2から 同 長瀬字西方6430番1まで	旧	22.0メートル } 6.5	1,847メートル
同 上	新	891.0メートル } 6.5	同 上
東根市大字松沢字松沢63番5から 同 長瀬字西方6430番1まで		50.0メートル } 13.0	1,430メートル

## 山形県告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 平岡日当線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字朴山字板橋野667番1から  
同 631番18まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月2日

## 山形県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市温海字温海568番15から 同 釜谷坂14番3まで	旧	30.0メートル } 7.2	361メートル
鶴岡市温海字温海568番15から 同 645番142まで		46.2メートル } 12.0	78メートル
同 上	新	46.2メートル } 12.0	同 上

## 山形県告示第730号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市錦町四丁目、錦町五丁目、広野字奥井地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年7月25日から平成26年3月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第731号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市中沢地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年7月29日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（河川計画図作成）

**山形県告示第732号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年4月9日 指令最総建第3号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
（第2工区）  
新庄市金沢字下モ田2356番2、2357番2、2359番1、2362番1、2362番2、2363番1、2364番1、2366番1、2366番4、2366番4地先、2367番1の一部、2931番7の一部、5005番の一部、5006番の一部  
新庄市下田町32番の一部、33番の一部、34番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
新庄市若葉町5番5号  
株式会社柿崎工務所

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人さわやかサロン
  - (2) 代表者の氏名  
永山 淑子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡金山町大字金山323番地1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、住民参加と助け合いの精神に基づいて、高齢者等を対象に、健康で安心して暮らしていくことのできるように、デイサービス等の在宅福祉サービス事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成25年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成25年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年10月11日（金）午前10時から正午まで  
(2) 場所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を平成25年9月2日（月）から平成25年9月13日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、9月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉱政・計量担当（電話023(630)2115）に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成25年8月2日

山形県公安委員会  
委員長 中 山 眞 一

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の期間及び場所

区 分	期 間	場 所
新規取得講習	平成25年9月6日（金）から同月12日（木）までの7日間	山形市東古館123番地 協同の杜JA研修所
追加取得講習	平成25年9月9日（月）から同月12日（木）までの4日間	

3 受講対象者

区 分	受 講 対 象 者
新規取得講習	<p>法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（旧検定規則第1条第1項に規定する空港保安検査業務及び常駐警備業務（以下「空港保安検査業務等」という。）に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（空港保安検査業務等に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者</p>
追加取得講習	<p>当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込みを行う日において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者</p>

4 定員

区 分	定 員
新規取得講習	30人
追加取得講習	15人

5 受講手続

(1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

ア 事前申込受付期間

平成25年8月5日（月）から同月9日（金）までの日の午前9時から午後4時まで

イ 事前申込専用電話番号

023-630-2937

ウ その他

事前申込者数が定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者にあつては居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者にあつては山形県内の最寄りの警察署に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの）を直接持参すること。

区 分	書 類
新規取得講習	(ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書 (イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し (ウ) 3の(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面 (エ) 3の(4)に該当する者 次の受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面 a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面
追加取得講習	(ア) 上記(ア)から(エ)までに掲げる書類のいずれかの書類 (イ) 指導教育責任者資格者証等の写し

イ 提出期間

平成25年8月5日（月）から同月12日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する山形県証紙で納付すること。

なお、既納の受講手数料については還付しない。

区 分	額
新規取得講習	47,000円
追加取得講習	23,000円

6 その他

- (1) 追加取得講習は、新規取得講習と合同で実施する。
- (2) 講習受講に当たっては、新規取得講習にあっては初日の午前9時10分まで、追加取得講習にあっては初日の午後1時まで受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023-626-0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成25年8月2日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

1 検定の種別

雑踏警備業務2級

2 検定の期日及び場所

(1) 期日

平成25年11月9日（土）午前9時30分から午後5時まで

(2) 場所

天童市大字高揃1300番 山形県総合交通安全センター

3 検定対象者

検定対象者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。

4 受検定員

30人

5 受検手続

(1) 受検の申込み

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、検定申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地がいずれも山形県内にある場合にあっては、ア又はイに掲げる書面のうちいずれかを添付することを要しない。

ア 住所地が山形県内にある検定申請者にあっては、その者の住所を疎明する書面

イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉

(2) 受付期間

平成25年9月2日（月）から同年9月6日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 検定手数料

13,000円

(4) 申込上の注意事項

ア 検定申請者数が受検定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。

(5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

6 検定の順序等

検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 その他

(1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。

(2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023-626-0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成24年5月15日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成25年7月18日付けで山形県知事から通知があった。

平成25年8月2日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔		夫
山形県監査委員	加	藤			香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
会計課	<備品管理> 山形県財務規則又は規程等では備品管理台帳と現品との照合の具体的手続について明記されていないため、改善すべき。	物品の管理事務に係る手続（現品と台帳の照合確認、遊休備品・不用物品の取扱い）を定め、各課・各公所に通知し、その取扱いの周知徹底を図った。 (H25. 6. 18付け会計第213号会計局長通知)

会計課	<p>&lt;備品管理&gt;</p> <p>遊休あるいは使用頻度が低下している備品について、定期的に把握する手続きを規則又は規程等において明らかにしておく必要がある。</p>	同上
会計課	<p>&lt;品質確認手順&gt;</p> <p>財務会計システム、物品電子調達システム及び単価契約物品発注システムのプログラム改修時には、システム会社が実施した品質確認テストの結果資料の確認や職員自らによる動作確認の結果を記録として残し、情報システム管理者の承認を得るよう、手順を定め、運用する必要がある。</p>	<p>財務会計システム更新に係るプロジェクト計画書において、品質確認要領として、動作確認結果等の記録及びシステム管理者の承認等の手順を定めた。</p> <p>なお、物品電子調達システム及び単価契約物品発注システムについては、財務会計システムの手順を準用する。</p>
会計課	<p>&lt;運用管理手順&gt;</p> <p>財務会計システム、物品電子調達システム及び単価契約物品発注システムについて、個別の運用管理手順を文書として定める必要がある。</p>	<p>既存の操作マニュアルに加え、障害対応マニュアルなど下記の各システムに係る運用管理手順を網羅的に策定した。</p> <p>(財務会計システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用管理設計書</li> <li>・運用管理マニュアル</li> <li>・障害対応マニュアル</li> <li>・サーババックアップ・リカバリ操作手順書</li> </ul> <p>(物品電子調達システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品電子調達システム運用要領</li> </ul> <p>(単価契約物品発注システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単価契約物品発注システム運用管理要領</li> </ul>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、血液検査分析システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月2日

山形県立河北病院長 多田敏彦

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 小会議室  
(2) 日 時 平成25年9月20日（金） 午前11時00分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 血液検査分析システム 一式  
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入期限 平成25年10月31日（木）  
(4) 納入場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院  
(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
(2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月

15日付け県公報第2419号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課施設用度係 電話番号 0237(73)3131

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程（以下「規程」という。）第121条の規定により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第121条の規定により準用する規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規程第121条の規定により準用する規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(5)に係る事項を証する書類を平成25年9月5日（木）午後3時までに4の契約に関する事務を担当する部局に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Blood test analysis system: 1set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. September 20, 2013

(3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Gassando, yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237-73-3131

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成25. 3. 19	号外(13)	72	9	平成24年3月19日	平成25年3月19日